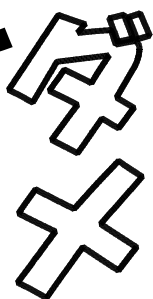


平成27年(2015年)2月から

吹田市内全域

歩きタバコ
ポイ捨て



私有地を除く市内全域で
歩きタバコ
ポイ捨ては禁止です

路上喫煙禁止地区では、指定場所以外での路上での喫煙は禁止です。環境美化指導員の指導・勧告に従わない場合には、2千円の過料を徴収することがあります。

市内全域で歩きタバコ禁止

禁止地区を除く市内全域では、道路や公園等の歩きタバコや自転車等に乗りながらの喫煙は禁止です。

重点地区・禁止地区では過料徴収

環境美化推進重点地区・路上喫煙禁止地区では、環境美化指導員が巡回します。地区内でのタバコやごみのポイ捨て、指定場所以外での喫煙に対して指導・勧告を行います。これに従っていない場合には、過料として2千円を徴収することがあります。

マナーを守って
美しいまち
住みよいまち



お問い合わせ

吹田市環境部地域環境室地域環境課

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号

TEL 06-6384-1361 FAX 06-6368-7350

<http://www.city.suita.osaka.jp/home.html>

このリーフレットは10,000部作成し、1部あたり7.6円です

Q 『歩きタバコ』って何？

A 歩きながら喫煙したり、火のついたタバコを持ち歩くことをいいます。自転車等に乗っている喫煙も含まれます。

Q なぜ『歩きタバコ』がダメなの？

A 吸い殻のポイ捨てにつながり、まちの美観を損ねています。また、火のついたタバコで他人に火傷を負わせるなど、重大な事故につながり、大変危険だからです。

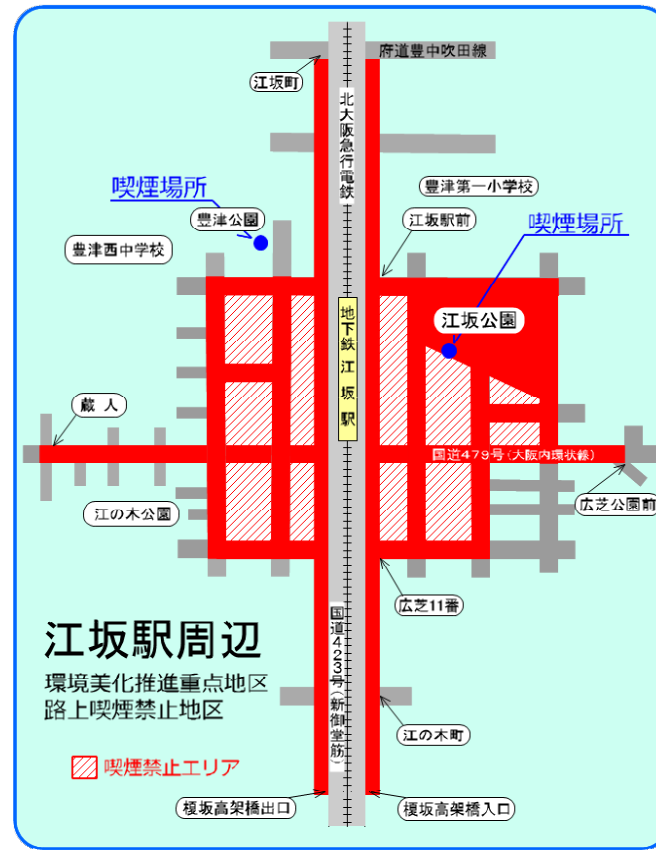
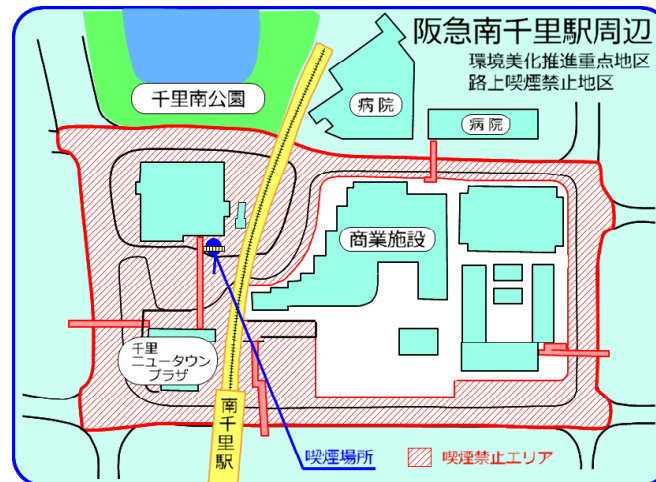
Q どこで吸えばいいの？

A 吹田市内全域で歩きタバコは禁止ですが、他人の通行の妨げにならない場所に立ち止まって、吸い殻は必ず灰皿に捨ててください。ただし、路上喫煙禁止地区内では、指定された灰皿の設置場所以外では吸えません。人混みでは吸わないなど、マナーを守って気持ちよく！

Q 歩きタバコやポイ捨て禁止を
もっとPRしてほしいのですが？

A 「環境美化推進員」制度を設けて、広くPRしていただける団体を募集しています。ぜひとも、みなさんのご協力、よろしくお願いします。詳しくは、市のホームページをご覧ください。地域環境課までお問い合わせください。

環境美化推進重点地区及び路上喫煙禁止地区



みなさまのご理解とご協力を
よろしくお願いします

重点地区・禁止地区

